

○身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方と生計を一にする方又は常時介護者が自動車を運転する場合

戦傷病者手帳の交付を受けている方							障害の区分	身体障害者手帳の交付を受けている方					
第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症		1級	2級	3級	4級	5級	6級
							視覚障害						
							聴覚障害						
							平衡機能障害						
							上肢不自由		※1				
							下肢不自由			※2			
							体幹不自由						
							乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害	※3	※3				
							乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害			※4			
							心臓機能障害						
							じん臓機能障害						
							呼吸器機能障害						
							ぼうこう機能障害						
							直腸機能障害						
							小腸機能障害						
							ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
							肝臓機能障害						

※1. 「上肢不自由」の2級については、障害の程度が2級の1又は2級の2に該当する場合に限り、対象となります。

※2. 「下肢不自由」の3級については、3級の1に該当する場合に限り、対象となります。

※3. 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害」については、1上肢のみに機能障害がある場合は、対象となりません。

※4. 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害」の3級については、1下肢のみに障害がある場合は、対象となりません。